



農業者年金を受給するには

農業者老齡年金・特例付加年金

新制度



2020年4月

独立行政法人 農業者年金基金

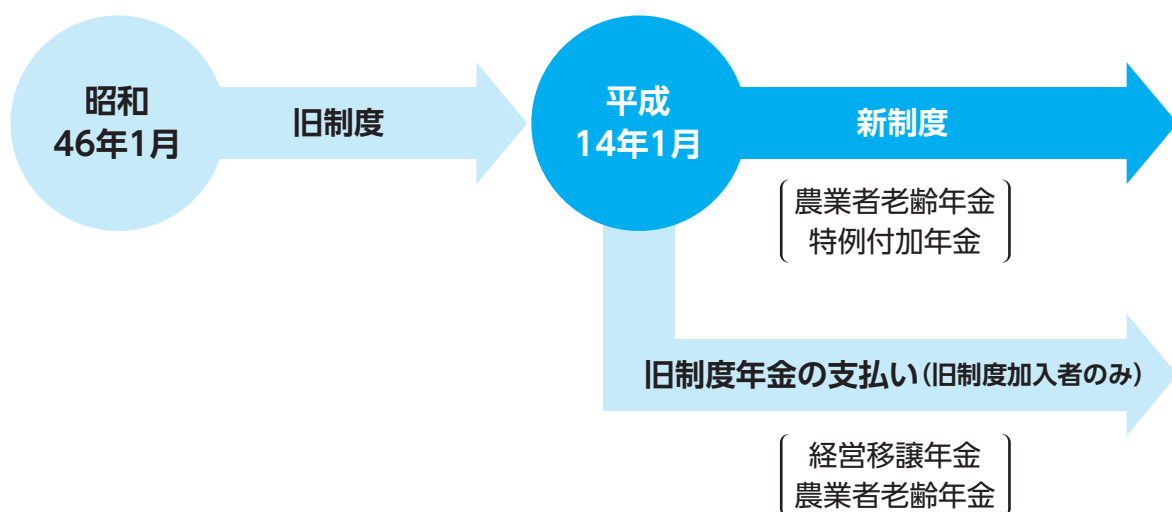
国が支える 安心が大きくなる
担い手積立年金

[要称]

この冊子では、これから新制度の年金を受給される方を対象として、年金受給や手続き、受給後も留意していただきたいことなどを説明しています。

農業者年金は、平成14年に大きな制度改正がありました。平成13年12月までに加入されていた方を対象とした制度は旧制度と呼び、平成14年1月以降に加入された新制度と区別されています。新制度では、農業者老齢年金のほか、保険料の国庫補助を受けた方の補助金額分については特例付加年金として分けて支払われることになりました。

このため、新制度の農業者老齢年金だけでなく特例付加年金も受給する予定であったり、これに加えて旧制度の経営移譲年金又は老齢年金を受給される方もいらっしゃいます。一口に農業者年金を受給しようとする方と言っても、いくつかのパターンがあることを前提に説明しています。



年金を受給するための請求書類と提出先

【 農業者老齢年金 】

○ 新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書（様式第K1号）

いつ

65歳に到達した方が、新農業者老齢年金を請求するとき
(60歳から65歳までの間に繰上げ請求するとき)

どこに

JAに提出

【 特例付加年金 】

① 新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届（様式第K11号）

いつ

特例付加年金の受給を予定している方が、経営継承を終了して、
農業を営む者でなくなったとき

どこに

農業委員会に提出

添付書類

① 経営移譲管理カード

② 後継者に経営継承する場合は、戸籍謄本等（続柄確認書類）

③ 農地等の処分に関する書類

- ・農地法第3条の許可申請書、許可書、賃貸借・使用貸借契約書の写し
- ・農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告及び農用地利用集積計画(各筆明細)の写し 等
- ・農地法第18条第6項の規定による通知書の写し、合意解約書の写し

④ 農業用施設の処分に関する書類

- ・農業生産施設売買・贈与契約書の写し
- ・農業生産施設賃貸借・使用貸借契約書の写し

⑤ 家族経営協定を破棄したことがわかる書類の写し

⑥ 農業を営む法人構成員・事業主体構成員ではなくなったことの証明書（様式例4）

経営継承の相手方や農地等や農業用施設の処分の方法によって、必要な書類が異なります。代表的な書類を例示しますが、実際に必要となる書類については、農業委員会にお問合せください。

② 新農業者年金 特例付加年金裁定請求書（様式第K21号）

いつ

農業を営む者でなくなった日以降、65歳に達した方が、特例付加年金を請求するとき
(経営継承が65歳以降になった場合は、経営継承をしたときに請求できます)

どこに

JAに提出

農業者年金を受給するには

目次

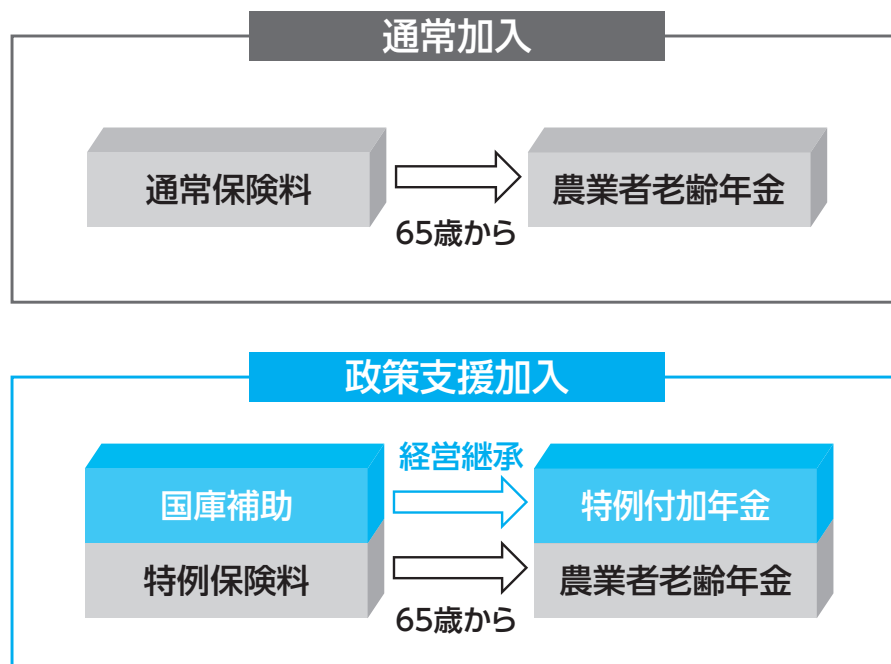
1	年金の種類(農業者老齢年金、特例付加年金)	1
2	農業者老齢年金を受給される方へ	
2-1	農業者老齢年金を受給される方	2
2-2	農業者老齢年金の金額	3
2-3	年金の受取り、税金	4
2-4	農業者老齢年金の支給開始時期	5
2-5	現況届の提出	5
3	特例付加年金も受給予定の方へ	
3-1	特例付加年金を受給するには	6
3-1-1	経営継承とは	7
3-1-2	実体を伴った経営継承を行うために	10
3-2	経営継承の時期	12
3-3	経営継承後の年金受取り、税金	13
3-4	特例付加年金の支給開始時期	14
4	特例付加年金の受給権者の注意事項	
4-1	経営移譲管理カード	15
4-2	第1回目の現況届の提出、2回目以降の現況届の提出	18
4-3	特例付加年金が支給停止となる場合、ならない場合	21
5	旧制度の経営移譲年金も申請される方の注意事項	
5-1	経営継承と経営移譲の条件を同時に満たすには	23
5-2	支給停止となる場合など、その他の注意事項	23
参考	特例付加年金と農地中間管理事業の関係	24
6	受給権者がお亡くなりになったら ご遺族が死亡届を提出	25

1 年金の種類（農業者老齢年金、特例付加年金）

平成14年1月以降の農業者年金（新制度）では、

- 通常加入で保険料を支払われた方は、**農業者老齢年金**として年金を受給
- 保険料の国庫補助を受けて加入（政策支援加入）された方は、国庫補助による保険料補助とその運用収入分を**特例付加年金**として、併せて、ご自分で支払われた保険料、通常加入に切り替え後の保険料とそれらの運用収入分を**農業者老齢年金**として受給することになります。

保険料と給付との関係



〈 **農業者老齢年金と特例付加年金の両方を受給予定の方は、年金の支給開始時期を年金ごとに決めていただく必要があります** 〉

農業者老齢年金は、保険料納付期間にかかわらず、原則65歳に達すると受給できます。また、60歳から64歳までの間で受給開始時期を繰り上げることができます。

特例付加年金は、20年（240か月）以上の保険料納付済期間等を満たした方が経営継承を行ったときに受給することができます。新制度では、経営継承の時期は年齢の制限がありませんので、受給開始も経営継承の時期に応じ、ずらすことが可能です。

2 農業者老齢年金を受給される方へ

2-1 農業者老齢年金を受給される方

新制度になってから、保険料を納付した方が、**65歳に到達したとき**に受給することができます。【年齢要件のみ】

新制度の農業者老齢年金は、特例付加年金や旧制度の経営移譲年金の支給要件である農地等や畜舎・温室などの施設を処分しなければならないというような条件はありません。

なお、受給する場合には、「**新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書**」の提出をお願いします。

農業者老齢年金・特例付加年金の受給時期は生活設計に合わせ決めましょう

農業者老齢年金の受給開始は、60歳から64歳までの適当な時期を決めて受給すること（繰上げ受給）もできます。この場合には、65歳からの受給開始より額が低くなりますが、ご自身の生活設計により、受給開始時期を決めましょう。

政策支援加入をして保険料の国庫補助をもらった方は、特例付加年金の受給も考えることになりますが、**65歳以上又は農業者老齢年金受給開始以降で特例付加年金を請求するのであれば、特例付加年金の受給開始は農業者老齢年金と同時にする必要はありません**。こちらは、経営継承の適期や継承相手の選定（集落での話し合いや農地中間管理機構の利用など）も考えて、よりよいタイミングを選ぶ必要があります。

息子夫婦に経営を譲ってもいいが、老齢年金をもらいながらもう少し現役を続けようかな

集落で法人化の話もあるし、農地はまとめて法人に継承した方が良さそうね



2-2 農業者老齢年金の金額

(1) 年金額の算定方式

農業者老齢年金の年金額は、次の算式により定められます。

$$\text{年金額} = \frac{\text{納めた保険料及びその運用収入の総額}}{\text{農業者老齢年金の年金現価率}} \\ \text{(受給権を取得した日の年齢に対応する率)}$$

※計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

農業者老齢年金の年金現価率

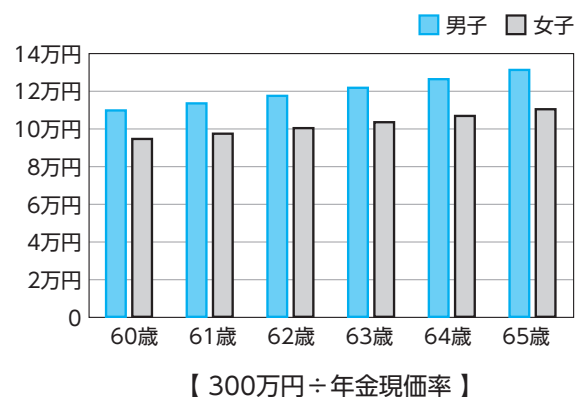
【令和2年4月1日以降に年金の給付事由が発生した場合】

年金現価率は受給権が発生した日の年齢に対応する率（予定利率・予定死亡率を勘案して農林水産大臣が設定）で、毎年3月ごろ見直されます。最新の数字は基金のホームページでご確認ください。

年齢	性別	
	男子	女子
60歳	27.17373	31.52954
61歳	26.27551	30.62385
62歳	25.38009	29.72109
63歳	24.48726	28.81841
64歳	23.59975	27.91668
65歳	22.71417	27.01621

※性別、年齢別に定められています。

年金原資が300万円の場合の年金額



65歳時のお知らせ

新制度に加入し農業者老齢年金の繰上げ請求をされないまま、まもなく65歳に到達される方には、農業者年金基金から「新農業者年金に関するお知らせ」という封書が誕生日の前月中に郵送されます。（1日生まれの方は前々月）

封書には「新農業者老齢年金裁定請求書」を同封しますので、住所・氏名等をご確認いただき、お近くのJAにお越しいただきますようお願いいたします。

なお、新制度に加えて旧制度の農業者年金にも加入されている方には、新制度と旧制度の2通の封書が郵送されますので、両方ともよくお読みください。

2-3 年金の受取り、税金

(1) 年金の受取り

農業者年金は、3か月分ずつ**年4回(2月、5月、8月、11月)**に分け、JAなどご本人の希望する金融機関の口座に振り込まれます。

ただし、新農業者老齢年金の年額(特例付加年金もある方はその合計額)が**12万円未満の場合は、年1回11月**に支払われます。

振り込み月(年4回)	3ヶ月分ずつ支給
2月の振り込み	前年の11、12月、本年の1月分
5月の振り込み	2、3、4月分
8月の振り込み	5、6、7月分
11月の振り込み	8、9、10月分

支払日は、各月の10日(土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)です。支払額の内容については、**5月に「農業者年金振込・支払通知書」**でお知らせします(現況届の封筒に同封して郵送されます。)

(2) 税金関係(所得税関係)

農業者年金は所得税法上の公的年金等に該当し、源泉徴収の対象となっていますが、農業者老齢年金等の年間支給額が所得税法で定める金額以下となっていますので、源泉徴収額は0円となります。

したがって、他の公的年金、恩給、退職年金、その他の所得があれば、農業者老齢年金や特例付加年金を雑所得として確定申告する必要があります。

農業者年金基金では、受給者の方全員に、その年分の支払金額に係る公的年金等の源泉徴収票を作成し、翌年の1月31日までに受給権者本人に送付しています。



年金所得者に係る確定申告不要制度

所得税法では、公的年金等の収入金額(公的年金である国民年金と農業者年金等の合計額)が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要とされていません。(平成30年1月24日政府広報オンライン)

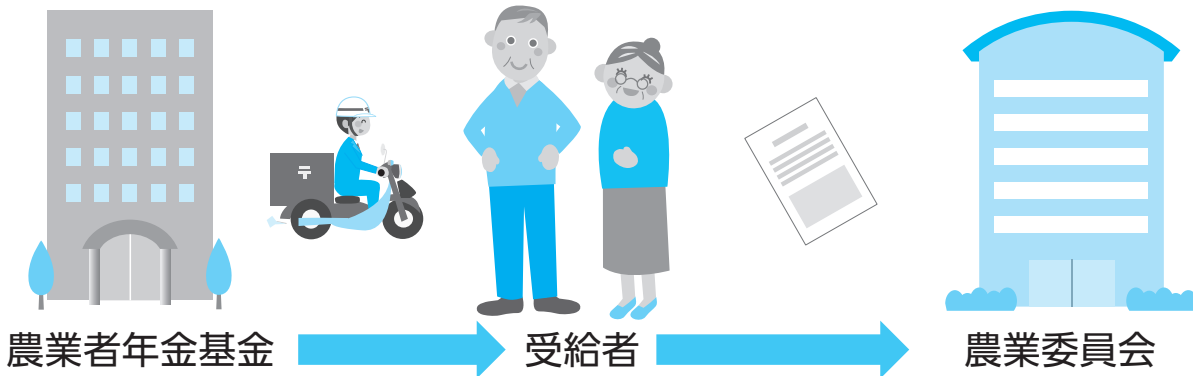
2-4

区 分	支給開始時期
60歳～64歳 (繰上請求)	請求があった日(JA受付日)の属する月の翌月
65歳到達後	65歳に達した日の属する月の翌月

2-5

農業者老齢年金の受給権者に、毎年6月末日までに農業委員会に現況届の提出をお願いしています。内容は簡単なものですが、ご自身の署名が必要です。

なお、現況届が9月末日までに提出されない場合は、11月支払分から、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。



〇〇-〇〇〇
〒 〇〇〇-〇〇〇〇

農 業 者 年 金 受 給 権 者 現 況 届
(折ったり、汚したりしないでください)

××××××# ××××××

* (年金証書の記号番号)* *(生年月日)* **
* (氏名(カナ))*


* 9 *

令和〇年6月中 に あなたの住所地の農業委員会 にご提出ください
「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄

氏名 (自 署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	都 道 府 県		
電話番号()-()-()			

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名		受給権者 との関係	
住所	電話番号()-()-()		

3 特例付加年金も受給予定の方へ

3-1 特例付加年金を受給するには

新制度の保険料の国庫補助(政策支援)を受けていた方で、次の3つの要件を全て満たす方は、特例付加年金を受給することができます。

(1) 新制度における60歳までの保険料納付済期間とカラ期間[※]等を合算して20年(240か月)以上ある人

昭和22年1月2日以降生まれで旧制度に加入されていた方は、上記期間に加えて旧制度の保険料納付済期間及び旧カラ期間を合算できます。ただし、旧制度の脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した場合は合算できません。

(2) 原則65歳に達した人

経営継承を65歳以降に行った場合は、特例付加年金は**経営継承を行ったとき**から受給することになります。

また、60歳以上65歳未満で経営継承を行った場合は、65歳前に特例付加年金の**繰上げ請求**をすることができます。なお、その場合には、農業者老齢年金も併せて繰上げ請求することになります。

(3) 経営継承等の要件を満たした人

特例付加年金を受給されるために最も重要なことは、**要件に合致した経営継承**が行われていることです。経営継承をする年齢には制限がありませんが、受給を開始するための手続きでは、経営継承の状況を必ず確認していますので、経営継承の考え方や要件はしっかり理解しましょう。

※カラ期間とは

農業者年金の被保険者は、被用者年金に加入し国民年金第2号被保険者となったときや、国民年金保険料の全額又は一部の額の免除該当者となったときは、農業者年金を脱退(被保険者資格を喪失)することとなります。

しかし、これら被用者年金に加入していた期間等のうち一定の要件に該当する者については、手続きをすれば、給付額の算定には含まれませんが、農業者年金の政策支援加入要件及び特例付加年金の支給要件である期間に算入(通算)することができます。この算入される期間を「**カラ期間**」といいます。

① 短期被用者年金期間

(出稼ぎ等を退職した日又は60歳到達日の属する月の前月から起算して、過去1年間に於いて農業者年金4か月以上、被用者年金8か月以下であること。)

② 特定被用者年金期間

(農業に従事していた期間10年を限度。旧制度と合算して10年。)

③ 農林漁業団体役員期間

④ 農業法人構成員期間

⑤ 特例事業所期間

⑥ 国民年金保険料免除期間 (農業に従事していた期間のみ)

3-1-1 経営継承とは

(1) 経営継承とは

経営継承とは、次の①～③の場合ごとに定められる要件を満たすことで「農業を営む者でなくなること」です。

〔 経営主から引退された後、従事者にとどまることは構いません。
施設についての要件がありますが、施設により扱いが異なることに注意してください。 〕

① 農地・採草放牧地又は特定農業用施設につき 所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者

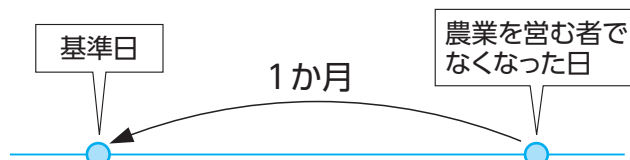
農地等及び特定農業用施設(P.8*参照)のすべてについて、適格な第三者又は後継者に対して**権利移転等を行う**ことにより、農業経営から引退すること。一般農業生産施設(②参照)をお持ちの方は、②による処分も必要です。ただし、第三者へ経営継承する場合には一定の範囲の自留地が認められます。

② 農地等の権利を持たず、一般農業生産施設のみにつき 所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者

一般農業生産施設(P.8**参照)の**権利移転等を行う**か、その施設について**供用廃止、用途変更等の処分**を行い、農業経営から引退すること。

農業を営む者でなくなった日の1か月前の日を基準日といいます。

この基準日において所有権や使用収益権に基づいて農業に供していた農地・採草放牧地、特定農業用施設、一般農業生産施設が処分の対象となります。また、基準日後1か月間に新たに取得したり、返還を受けた場合も処分の対象となります。



③ 家族経営協定により経営に参画している配偶者、後継者

家族経営協定書に掲げる取決めのうち、経営関係の部分の**協定を破棄**する、又は経営関係部分から外れるよう協定を明確化する等により、農業経営から引退すること。



第三者への経営継承なら自留地を残せます

他の農家や農地中間管理機構など第三者に処分するときに限り、10アール(道南を除く北海道は20アール)又は基準日に農業に供していた農地等の1/3の面積の、いずれか少ない面積以内の自留地を残すことができます。

特定農業用施設と一般農業生産施設の説明

*特定農業用施設

農業を営む者でなくなる日の1か月前の日(基準日といいます)において農業に供していた**残存耐用年数10年以上の畜舎又は温室**のことです。

残存耐用年数は、青色申告等を使用した固定資産台帳(償却資産台帳)等で確認してください。

**一般農業生産施設

基準日において又は基準日後経営継承するまでの間に取得・返還を受け農業に供していた**残存耐用年数10年未満の畜舎又は温室**、蚕室、キノコ栽培施設等の農畜産物の生産施設のことです。

供用廃止、用途変更をした場合、施設内で飼育・栽培等をしていた棚卸資産(家畜、農業生産物等)についても、適格な処分が必要となります。この処分については、農業委員会の確認が必要です。

また、特定農業用施設の処分をされる方が一般農業生産施設を併せてお持ちの場合は、一般農業生産施設は上記の方法で処分等を行う必要があります。

Q 特定農業用施設でも一般農業生産施設でもない施設等はどうする

A 貯蔵施設、加工施設、集出荷施設、格納庫、倉庫、乾燥室等は、特定農業用施設や一般農業生産施設に該当しませんので、処分をしなくても問題ありません。

Q 底面がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設と敷地はどうなる

A 平成30年11月16日以降に、農業委員会に届け出て設置された農作物栽培高度化施設の底地(施設の底地がコンクリート等で覆われた土地)は農地とみなされるため処分が必要です。底地と施設は不可分のため、経営継承の際に同一の相手方への処分が必要です。



施設によって取り扱いが異なります

農地等や特定農業用施設のように農業経営の基幹となる最も重要な資産については、経営の継承の中で当然継承する資産として、それぞれ継承されているかを確認しなければなりません。これに対して、一般農業生産施設は、耐用年数も比較的短く必ずしも経営の継承とともに継承される資産ではないため、従前の経営主が農業経営を引退しているかどうかを確認すれば足りること、また、それ以外の施設については、この施設のみで農業経営を行うことは困難なことから継承等の確認は不要、と取り扱いが別に定められたものです。

(2) 経営継承の相手方

① 農地等、特定農業用施設

■ 第三者への経営継承(複数の相手も可)

- 農地中間管理機構、農業を営む法人、JA、農協連、農事組合法人、地方公共団体等
 - 60歳未満の農業経営者
 - 60歳未満の新規就農者で通算3年又は直近1年以上農業に従事していた者
- ※農業を営む者でなくなった者の配偶者、直系卑属及びその配偶者を除く。

■ 後継者への経営継承

- 60歳未満の直系卑属の一人又は直系卑属の配偶者で、通算3年又は直近1年以上農業に従事していた人



- ※第三者及び後継者の両者に対して権利移転等を行うことも可能ですが自留地は残せません。
- ※農業に従事していた期間には、大学、高校等で農業を学んだ期間、サラリーマン等であっても農繁期、休祭日に農業に従事していた期間も含まれます。

② 一般農業生産施設

- 一般農業生産施設の処分の相手方については、農業を営む者の配偶者でないことが必要ですが、それ以外に特段の要件はありません。

(3) 農地等及び農業生産施設の処分方法

所有地、借入地など自分名義の農地等及び農業生産施設の全てを、次のように処分することが必要です。

- ① 所有地(及び所有施設)は、経営継承の相手方に譲り渡す(所有権の移転)又は貸し出す(使用収益権の設定)
- ② 借入地(及び借入施設)は、経営継承の相手方に、その権利を移す(使用収益権の移転)又は転貸か、貸主に返す(使用収益権の消滅)
- ③ 基準日後1ヶ月以内に土地収用法の収用があった場合等は、適格な経営継承とみなす

なお、農地等と特定農業用施設の権利移転等は、次の要件を満たさなければなりません。

- 農地等を農地等として、特定農業用施設を特定農業用施設として処分すること
- 使用収益権の設定期間又はJA等への信託期間は10年以上

3-1-2 実体を伴った経営継承を行うために

経営継承は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、**実体を伴った経営継承であることが必要**とされています。

また、受給開始後も、毎年現況届の提出の時期に確認を行い、農業経営が再開された等と認められれば**支給停止**となりますので、実体を伴った経営継承についての内容をよく理解しましょう。

● 農業経営主の地位の移転

後継者へ経営継承をした場合

- ① 農業経営を主宰することと損益の帰属先について、経営継承した者から後継者へ移すこと
- ② 後継者が原則として重要な農作業を担当すること
- ③ これらを対外的に明確にするため、経営者の地位を表す次の3つの諸名義を後継者へ変更すること

- 農業共済の加入名義
- 経営所得安定対策等交付金の申請名義
- 農業所得に係る納税申告の名義

第三者へ経営継承をした場合

- ① 農地等の権利の移転・設定契約の完全履行が確保されること
- ② これを対外的に明確にするため、農地等及び施設等に係る次の2つの諸名義を受給権者が持っていないこと

- 農業共済の加入名義
- 経営所得安定対策等交付金の申請名義

● 確認方法等

経営継承した時

経営移譲管理カード(P.15～参照)を作成し、農業を営む者でなくなったことの届等とともに農業委員会へ提出することになります。

諸名義の変更が終わっていない場合は、変更が行われていない名義について、その**変更予定時期を経営移譲管理カードに記入**する必要があります。この名義についても、速やかに**名義変更を完了**させ、**再度、経営移譲管理カードを農業委員会へ提出**し直す必要があります。

現況届提出時

現況届提出時に、自留地の範囲を超えた農地等の取得がないことや、諸名義が変更された状態で、経営継承された方に戻っていないことの**自己チェック**をしていただきます。

なお、第1回目の現況届提出時には、**経営移譲管理カード**により、諸名義が全て変更等済であることを農業委員会の確認を受け、現況届にこの**カードの写しを添付**してください。

経営者の地位を表す諸名義について

平成28年3月までは、変更の確認を受ける諸名義は、農業共済の加入名義、米の生産調整に係る助成金の交付申請名義、農業所得に係る納税申告名義に加え、土地改良区の組合員名義、農業協同組合の組合員名義の5名義とされていましたが、平成28年4月以降は、農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得に係る納税申告の名義の3名義に変更されました。

3-2 経営継承の時期

経営継承には年齢制限がなく、時期は選択自由です。(経営移譲年金との併給者を除く)

特例付加年金の年金額は、国庫補助を受けた保険料分とその運用収益の総額(給付原資)を年金現価率で割った額で算定されます。年金現価率は年齢とともに減少するため、経営継承の年齢が遅くなれば、それに応じて特例付加年金も増えることになります。

特例付加年金の年金現価率

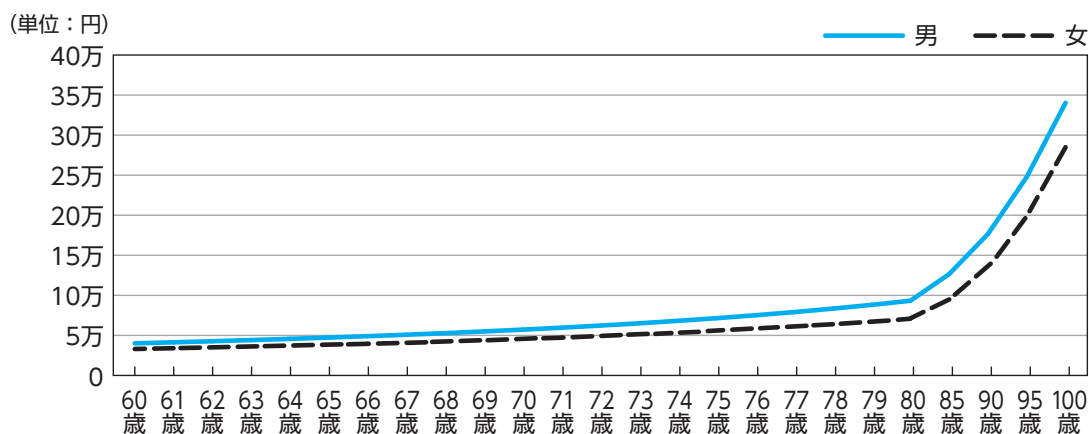
(令和2年4月1日以降に年金の給付事由が発生した場合)

※年金現価率は受給権が発生した日の年齢に対応する率(予定利率・予定死亡率を勘案して農林水産大臣が設定)で、毎年3月ごろ見直されます。最新の数字は基金のホームページで確認ください

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
男	25.17358	24.37992	23.59272	22.81024	22.03923	21.26864	20.51487	19.76607	19.01556	18.26976	17.55573
女	30.65525	29.79645	28.94485	28.09295	27.24246	26.39357	25.54929	24.70728	23.86411	23.02187	22.19171
年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳	
男	16.82547	16.10386	15.40158	14.69084	13.99950	10.70529	7.87017	5.63063	4.00726	2.91699	
女	21.35970	20.52758	19.70483	18.88338	18.07132	14.12921	10.52128	7.41814	5.02512	3.48546	

年金原資が100万円の場合の年金額

(年金現価率は、80歳以上も年齢ごとに定められていますが、5歳刻みに簡略化しています。)



【参考: 年金現価率の逆数(1÷年金現価率)】

3-3 経営継承後の年金受取り、税金

(1) 特例付加年金の受取りの月日

農業者老齢年金と同じです。(P.4参照)

(2) 税金関係

① 所得税関係については、P.4参照。

② 後継者への経営継承の場合の贈与税関係

- 使用貸借による経営継承の場合は、贈与税の課税対象となりません。
- 無償の所有権移転で経営継承された場合は、贈与税が課税されますが、贈与税の納税猶予の特例を受けると贈与税の納税が猶予されます。



現在、相続税、又は贈与税の納税猶予の特例を受けて農業を営んでいる方が、経営継承をしようとする場合

農地等についての**贈与税**の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農業者年金基金法の特例付加年金の支給を受けるために特例農地等の全部について**使用貸借による権利の設定をしてその方の推定相続人の1人**に対して農業経営を継承した場合に納税猶予の特例を継続して受けることができます。(租税特別措置法第70条の4第6項)

農地等についての**贈与税**又は**相続税**の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法に規定する一定の事業のために、その適用を受けている農地等について、賃借権等の設定による**特定貸付けを行った場合**に納税猶予の特例を継続する特例の適用を受けることができます。(租税特別措置法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項)

.....
これらの特例を受けるためには税務署に届出が必要となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

③ 第三者への経営継承の場合の譲渡所得税関係

- 農地を譲渡することで経営継承した場合、他の所得と区分して、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。
- 農用地区域内の農地を譲渡した場合には、次の特別控除が認められます。
 - ・ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画又は農業委員会のあつせん等により譲渡した場合に800万円
 - ・ 農地中間管理機構に譲渡した場合に800万円
 - ・ 農業経営基盤強化促進法の買い入れ協議により農地中間管理機構に譲渡した場合に1,500万円



経営継承の相手として 農地中間管理機構を検討しませんか

経営継承の相手が見当たらないなどの場合、**農地中間管理機構**を検討してみてもどうでしょうか。農地等の「第三者への経営継承」となるので、自留地を残せます。特定農業用施設や一般農業生産施設の継承や処分については、予め済ませておくなどしておいた方が良いでしょう。

また、経営移譲管理カードやその後の点検が簡略化されているので、経営継承後も作業が大幅に軽減できます。

農地中間管理機構は、各都道府県に1つ設置されており、各都道府県の農業公社等が業務を行っています。連絡先など、詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

3-4 特例付加年金の支給開始時期

請求時期		支給開始時期
60歳～64歳(繰上請求)		農業廃止(農業を営む者でなくなった)後 請求があった日(JA受付日)の属する月の翌月
65歳 到達後	65歳前に経営継承	65歳に達した日の属する月の翌月
	65歳到達後に 経営継承	農業廃止(農業を営む者でなくなった)日の属する 月の翌月



4 特例付加年金の受給権者の注意事項

4-1 経営移譲管理カード

特例付加年金を受給するため経営継承する方には、その経営継承が実体を伴っていることを確認するため、経営移譲管理カードの作成と提出をしていただきます。

(1) 経営移譲管理カードの内容

経営継承をされる方の氏名、被保険者記号番号、経営継承の種類を記入する欄のほか、

- ① 経営継承後における農業経営についての取決め書
 - ② 経営継承に伴う諸名義の変更等に関する確認
 - ③ 自留地(第三者への経営継承で自留地を残す場合)
 - ④ 諸名義の変更等の確認を農業委員会が照会をすることについての同意
- を一括して確認できるようにした書類です。

(2) 記入に当たっての注意事項

①の経営継承後における農業経営についての取決め書は、経営継承の際に、経営継承者と譲受者に記入していただきます。

②は、**裁定請求までに、経営継承者ご本人が担当部局の確認**を取っていただくことを想定していますが、税務署に提出した開・廃業届、経営所得安定対策等交付金の申請書、農業共済加入申込書の写し等の関係書類に基づく**農業委員会の確認でよい**こととしています。担当部局の確認によらない場合は、農業委員会に関係書類をご持参ください。

なお、裁定請求の際には未だ諸名義の変更等が完了していないことも想定されます。この場合には、変更予定時期を経営移譲管理カードに記入していただくことでしばらくの間、諸名義の変更等に関する確認欄は空欄のままにしておき、後日、**諸名義の変更等を完了**させ、空欄のままになっている欄の補充をしていただくことになります。

諸名義すべての変更等が終了したことの証明が付された経営移譲管理カードは、農業委員会では保管します。このカードは、経営継承が法令に従って行われたことを示す証拠となります。

農業者年金を受給するには

後継者・第三者共通
経営移譲・経営継承共通

経営移譲管理カード

(別紙1)
整理番号()

氏名	被保険者記号番号		年金証書記号番号 (裁定後記入)			
経営移譲等の種類 (経営移譲等の相手方) 該当箇所に○を付すこと	(A)に記入 後継者	第三者(B)に記入		夫婦同時配偶者 (協定破棄)※3	構成員(常時たる)で なくなった	
	個人	農業法人	公社等法人※1	小作地返還等※2		

※1 農地中間管理機構、農地利用集積団滑化団体、JA、地方公共団体
※2 全農地等が使用収益権の消滅(小作地の地主返還)、土地収用法その他の法律により収用等された場合
※3 特定経営移譲配偶者(夫婦同時の経営移譲)(旧制度)、家族協定破棄による経営継承(新制度)の場合

①経営移譲(経営継承)における農業経営についての取決め書
(経営移譲(経営継承)時点で締結作成すること)

A
後継者移譲(継承)

取決め日 令和 年 月 日
経営移譲終了日 令和 年 月 日 経営継承終了日 令和 年 月 日
経営移譲(経営継承)者 (甲) (住所)
(氏名) 印 (自署の場合は、押印省略可)
譲受後継者 (乙) (住所)
(氏名) 印 (自署の場合は、押印省略可)
1. 農業経営を行う上での主宰は、今後乙が行うこと。
なお、甲は乙が農業経営を行う上で必要な助言を行うことができる。
2. 当該農業経営に係る利益及び損失は乙に帰属すること。(注1)
3. 農業経営についての重要な農作業は乙が担当することとし、甲はこれを補助する立場になること。(注2)
4. 甲に帰属している次の諸名義は、経営移譲(経営継承)終了日以降速やかに乙の名義に変更すること。(注3)
(1)農業共済の加入名義(注4) → (変更予定時期) 令和 年 月 日
(2)経営所得安定対策等交付金の申請名義 → (変更予定時期) 令和 年 月 日
(3)農業所得に係る納税申告の名義 → (変更予定時期) 令和 年 月 日

B
第三者移譲(継承)

取決め日 令和 年 月 日
経営移譲終了日 令和 年 月 日 経営継承終了日 令和 年 月 日
経営移譲(経営継承)者 (甲) (住所)
(氏名) 印 (自署の場合は、押印省略可)
譲受者 (乙) (住所)
[経営移譲(経営継承)の相手方が第三者個人
又は農業法人の場合に記入] (氏名) 印 (自署の場合は、押印省略可)
1. 甲と乙との間で締結した農地等及び施設の所有権移転又は使用収益権の設定・移転契約を完全に履行すること。
2. 処分対象農地等(自留地を除く)に係る次の諸名義は、経営移譲(経営継承)終了後速やかに甲から乙に変更等すること。(注3)
(1)農業共済の加入名義(注4) → (変更予定時期) 令和 年 月 日
(2)経営所得安定対策等交付金の申請名義 → (変更予定時期) 令和 年 月 日

同意書
(受給権者に代わって、農業委員会を確認される場合にご記入ください。)

私の農業者年金(経営移譲年金・特例付加年金)の受給権に関する事項を確認するため、
ア. 農業共済の加入名義、イ. 経営所得安定対策等交付金の申請名義、ウ. 農業所得の納税申告名義について、
農業委員会が変更等確認の照会をすることに同意します。
令和 年 月 日
住所
氏名 印 (自署の場合は、押印省略可)

【取決め書の作成上の留意点】
(注1) 必要に応じ、甲と乙の定めるところにより、甲が乙に扶養を求めることができる旨の条項を設けてよい。
(注2) この原則によりがたい場合は、その理由を明記して重要な農作業についての甲と乙との分担関係を別途定めること。
(注3) 経営移譲管理カード作成時点で変更できない名義がある場合、変更予定時期が到来した後に裏面②で確認すること。
(注4) 「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう(特例付加年金の場合は、家畜共済を含む)。

16

※4

諸名義の変更等に関する確認は、担当部局による確認(ア欄)又は農業委員会による確認(イ欄)のいずれか一方で行うこと。
農業委員会による確認の場合は、確認した書類名を記入又は本人から提出された確認書類(写)をこのカードに添付すること。

②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4

(注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。

A 後継者移譲(継承)	農業 共済	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と農業共済組合(市区町村)との間に在していることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と農業共済組合(市区町村)との間に在していることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	経営 安定 所得 対策	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	農業 所得	ア(担当部局) 農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印

②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4

(注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。

B 第三者移譲(継承)	農業 共済	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	経営 安定 所得 対策	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印

③自留地(第三者移譲で該当がある場合のみ記入)

所 在		番 地	面 積 (㎡)
経営移譲年金裁定決定年月日 令和 年 月 日		特例付加年金裁定決定年月日 令和 年 月 日	
その他特記事項			

【利用上の留意点】

- ・ 経営移譲(経営継承)に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部署の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管してください。
- ・ 第1回目現況届の提出時までに確認欄を整備し、第1回目現況届に当カードの写しを添付して基金へ提出する。
- ・ 当カードの原本は農業委員会が保管する。

4-2 第1回目の現況届の提出、2回目以降の現況届の提出

(1) 現況届とは

現況届は、年金受給権者の生存確認、農業経営の再開の有無、諸名義変更の有無等を確認するためのもので、法令上、受給権者にその届出が義務付けられています。毎年、5月末までに基金から受給権者に用紙が送付され、受給権者は6月末日までに農業委員会に提出することになっています。

なお、新制度における第1回目の現況届の提出は、年金裁定の時期が前年の5月末日以前の方が対象となります。

●表面

農業者年金受給権者現況届

(折ったり、汚したりしないでください)

令和〇年6月中 に あなたの住所地の農業委員会 にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに 「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず〇を付けてください	
1 あなたご自身が農業を営んでいますか	はい いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたことがありますか	はい いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい いいえ

2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄	
農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて 同意した上で署名します	
氏名 (自署)	
生年月日	大正・昭和 年 月 日
住所	都 道 府 県 電話番号()-()-()

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名		受給権者との関係	
住所	電話番号()-()-()		

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由当該届を提出してください

●裏面

[illegible]

(2) 特例付加年金を受給した場合の第1回目の現況届の注意事項

特例付加年金を受給した場合、第1回目の現況届の提出の際には、実体を伴った経営継承がなされているかについて、農業委員会が経営移譲管理カードを用いて諸名義の変更の確認を行います。(「3-1-2 **実体を伴った経営継承を行うために**」P.10参照)

(3) 年金支払いの差止め

上記(2)による農業委員会の確認を終え、現況届が9月末日まで農業者年金基金に提出されない場合は、11月支払分から年金支払いが差し止められますのでご注意ください。

(4) 特例付加年金を受給した場合の2回目以降の現況届提出

※提出前に自己チェックをお願いします

この**2回目以降の現況届の提出時には**、支給停止事由に該当していないこと、諸名義が経営継承された方(年金受給権者)に戻っていないことの**自己チェック**をしていただきます。

第三者へ経営継承をされた方の場合は、諸名義が経営継承をされた方に戻っていないことに加え、自留地の範囲を超えた農地等の取得等がないことについても自己チェックをお願いします。

支給停止事由に該当している場合は、特例付加年金の現況届は提出せずに、支給停止事由該当届を提出してください(老齢年金は継続して受給していただけるので、農業委員会で手書き用の現況届を受け取り、署名して提出してください。)

自己チェックをする内容は現況届に書かれていますが、おおむね、農業経営を再開したと認められることがないか、経営継承の際に変更した諸名義について変更したままになっているかについて、個々に質問を設定しています。

なお、農業者年金基金でも、受給権者による自己チェックと並行して、経営所得安定対策等交付金の申請者名義データ等との突合を行っています。農業委員会から照会等があれば、その指示に従ってください。

この自己チェックは、特例付加年金を受給し続けるために重要な作業ですので、必ず実施してください。

こんな時には要注意！ 事前に農業委員会に相談を

農業経営の再開といっても、色々な形態があります。次のようなことがあった時は、支給停止にならないかチェックが必要です。

(現況届の提出期限より前に、農業委員会へ相談してください。)

- ① 後継者が転出した、又は亡くなった
- ② 後継者に貸していた農地等又は農業用施設(畜舎・温室等)の返還を受けた
- ③ 貸していた農地等又は農業用施設の返還を受けた
- ④ 相続や売買により農地等又は農業用施設を取得した
- ⑤ 自分の名義で農業所得を納税申告した
- ⑥ 自留地面積が10a(道南を除く北海道20a)
又は基準日時点の農地等面積の1/3のい
ずれか少ない面積を超えた
- ⑦ 農業を営む法人の構成員(組合員、社員又
は株主)となった

など



農業者年金基金では、マイナンバー法に基づき地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についての農業所得の照会等のみに利用し、適正に保管・管理いたします。

4-3 特例付加年金が支給停止となる場合、ならない場合

(1) 特例付加年金が支給停止となる場合

次の場合、特例付加年金が支給停止となります。

- ① **農業経営を再開**したとき(実体を伴った経営継承となっているかを確認した際の項目と同様の項目です)
- ② **後継者に使用貸借により貸し付けた農地等や特定農業用施設**が一部でも**返還され一年を経過**したとき又は**転用**されたとき(支給停止除外事由に該当する場合を除く)、並びに農業委員会の利用意向調査を受けたとき
- ③ 後継者に使用貸借により貸し付けた農地等や特定農業用施設が一部でも**後継者以外の者に、使用収益権の移転又は設定**がされたとき(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

特例付加年金支給停止事由該当届(後継者へ使用収益権の移転・設定で経営継承していた場合で農地等の返還があったときは、特定処分対象農地等返還届も併せて)を、速やかに**JAに提出**していただくことになります。

特例付加年金支給停止事由該当届が提出された場合、支給停止事由が生じた月の翌月から特例付加年金は支給停止となります。この場合でも、農業者老齢年金は支給され続けます。



特定処分対象農地等に注意してください！

後継者に貸し付けて経営継承した農地等及び特定農業用施設(特定処分対象農地等)は、色々と厳しい条件が掛かり続けています。

例えば、後継者の転出などにより、特定処分対象農地等の返還を受けた場合や、特定処分対象農地等の一部を宅地に転用した場合には、特例付加年金が支給停止となる恐れがあります。

このため、貸し付けた農地等及び特定農業用施設の**所有権を後継者へ移転**するなど、特例付加年金を安定的に受給する方法もありますので農業委員会にご相談ください。

(2) 特例付加年金が支給停止とならない場合 (支給停止除外事由)

次の場合は、特例付加年金が支給停止とならない場合があります。

- 農地中間管理機構への適格な処分
- 後継者に貸し付けた農地等を適格な他の直系卑属や第三者に農地等として処分
- 後継者に貸し付けた農地等の返還・転用であっても、地域の公共の福祉増進のためや災害等で緊急に必要な支出にあてる場合で農業者年金基金の承認があったもの
- 後継者に貸し付けた農地等が返還されたが再処分の相手方が見つからず、保全管理措置を講じつつ農業委員会等にあっせん等の申出をした場合
- 農業用施設用地にする
- 受給権者又は後継者若しくは直系卑属の住宅用地とする
- 災害により耕作等が著しく困難になった
- 土地収用法その他の特定の法律に基づき収用又は使用された
等

また、後継者へ貸し付けて経営継承していた場合で農地等や特定農業用施設の返還があったときは、**特定処分対象農地等返還届と処分後に処分届**を速やかに**JAに提出**していただくことになります。権利の移転・設定等には条件がありますので、早めに農業委員会にご相談ください。



5 旧制度の経営移譲年金も申請される方の 注意事項

5-1 経営継承と経営移譲の条件を同時に満たすには

新制度のほかに旧制度にも加入していた方で、新制度で保険料の国庫補助を受けているため特例付加年金の受給を希望し、旧制度でも経営移譲年金の受給を希望される場合、経営継承（新制度）と経営移譲（旧制度）の両方の要件を考慮する必要があります。

両者の要件はいくつか異なっているため、事項ごとにより厳しい条件の方を満たす必要があることに、特に注意してください。

経営継承（新制度）と経営移譲（旧制度）の要件の対比 **太字はより厳しい方**

項目	経営継承（新制度）	経営移譲（旧制度）
処分対象	農地・採草放牧地、特定農業用施設、一般農業生産施設	農地・採草放牧地
経営継承（移譲）の期限	期限なし	65歳到達の前々日
経営継承（移譲）時の農地等の面積	農地等の最低面積要件はなし（何m ² でもよい）	基準日において農地等の面積が30a以上必要（道南を除く北海道では1ha、沖縄県は20a）
第三者継承（移譲）の自留地	10a（道南を除く北海道は20a）又は基準日における処分対象農地等の1/3のいずれか少ない面積	10a（道南を除く北海道は20a）
基準日	農業を営む者でなくなる日の1か月前	経営移譲終了日の1年前

5-2 支給停止となる場合など、その他の注意事項

新制度の特例付加年金と旧制度の経営移譲年金の支給停止事由は、条件に若干差異があります。支給停止の可能性がある場合、早めに農業委員会にご相談ください。

参 考

特例付加年金と農地中間管理事業の関係

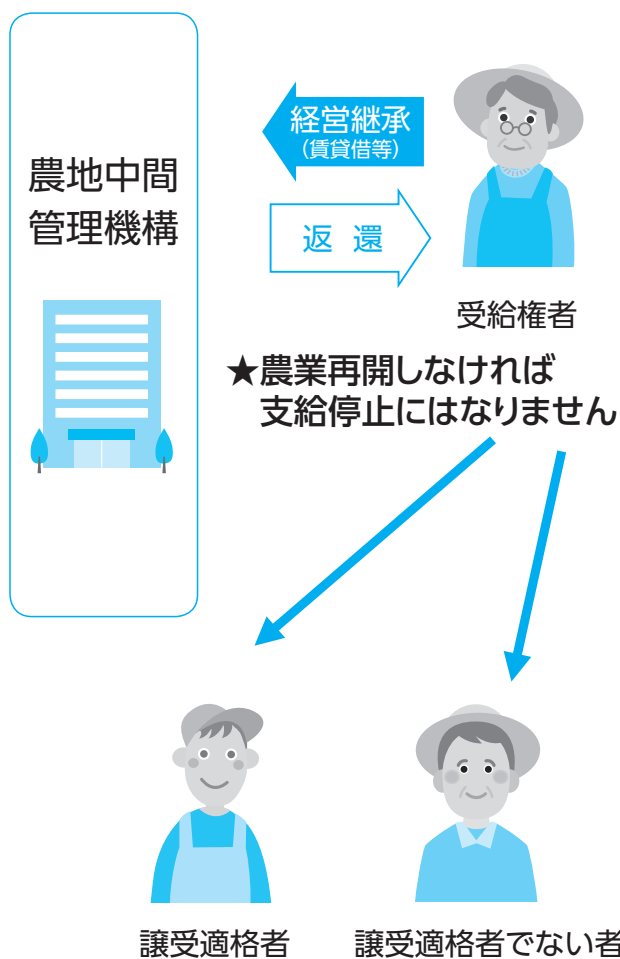
後継者から特定処分対象農地等の返還を受けて1年(条件不利地域は2年)以内に農地中間管理機構へ適切に処分した場合、特例付加年金は支給停止となりません。



★適切な手続

返還から1年(条件不利地域は2年)以内に10年以上の賃貸借等

農地中間管理機構から農地等が返還されても、返還による支給停止にはなりません。



適切な手続を踏めば、
支給停止にはなりません

農業再開しなければ、
支給停止にはなりません

6

受給権者がお亡くなりになったら ご遺族が死亡届を提出

農業者老齢年金や特例付加年金の受給権者が死亡した場合、年金の受給権は消滅しますので、速やかにご遺族の方が**死亡関係届出書**をJAに提出してください。

○受給権者が死亡された月分まで年金が支給されますので、未支給年金があるときは、死亡関係届出書提出時に**未支給年金**を請求することができます。

○亡くなられた受給権者の方が80歳未満である場合は、死亡関係届出書提出時に**死亡一時金**を請求することができます。

○死亡一時金は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。(国庫補助を原資として支給される特例付加年金部分については、死亡しても一時金は支給されません。)

ただし、加入した年齢と亡くなった年齢や、それまでの運用収益がどの程度であったかなどによって、死亡一時金は払い込んだ保険料を下回ることもあります。

○未支給年金・死亡一時金を請求できる者は、受給権者が死亡した時、生計を同じくしていた遺族であったこと等、一定の要件を満たしていることが必要です。

死亡届、未支給年金・死亡一時金の請求書類と提出先

○農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号)

いつ

被保険者又は受給権者がお亡くなりになったとき

どこに

JAに提出

添付書類

①農業者年金被保険者証又は農業者年金証書

②死亡した者の死亡日を明らかにすることができる書類

(例：戸籍謄本、住民票(除票)の写し、又は死亡日に関する市町村長の証明等)

未支給年金や一時金を請求できる方によって必要な書類が異なります。
代表的な書類を例示していますが、実際に必要となる書類については、JA又は農業委員会にお問合せください。

MEMO

- 受給を予定している年金について、○印を付けてください。

旧制度

経営移譲年金	老齢年金

※旧制度はどちらか一方を選択してください。

新制度

特例付加年金	老齢年金

※政策支援を受けていない方は、特例付加年金を受給することはできません。

これから経営移譲年金又は特例付加年金を請求される皆様へ

(年金を受給していただくための重要事項の説明を受けたことについての確認書)

- 「農業者年金を受給するには」により、以下の項目を確認しチェック☑してください。

- ☐ 1. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための、経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。)の要件、支給の繰下げ(特例付加年金については繰上げ)制度について
- ☐ 2. 農地等、農地所有適格法人の持分の経営移譲の具体的な手続き
- ☐ 3. 農地等、畜舎、温室等の農業用施設、農業を営む法人構成員の資格、家族経営協定の具体的な経営継承の手続きについて
- ☐ 4. 経営移譲等の後に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当した場合には、経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となるため、速やかに、支給停止事由該当届をJAに提出する必要があること
- ☐ 5. 毎年6月に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当しないことを確認した上で現況届を提出する必要がある、仮に支給停止事由に該当した場合は、経営移譲年金又は特例付加年金の現況届は提出できず、年金の支払が差し止められること
- ☐ 6. 経営移譲等は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、経営者の地位を名実ともに経営移譲等の相手方に移す必要があること。
また、第1回目の現況届の確認を行う際に、次の①～③の諸名義の全部(第三者に経営移譲した場合は①及び②の名義のみ)が経営移譲等の相手方に変更等されていることが必要であること。さらに、最初の現況届以降も、諸名義が引き続き経営移譲等の相手方名義となっている必要があり、仮に、受給後に再度諸名義を受給者に戻した場合は支給停止となる場合があること
- ①農業共済の加入名義
②経営所得安定対策等交付金の申請名義
③農業所得の納税申告名義

上記1～6の説明を農業委員会・JAから受け、その内容についてご理解された場合は、上記□欄に✓印を記入し、以下に署名又は押印してください。

____年 ____月 ____日

(氏名)

印 (自署の場合は押印を省略できます)

- 受給を予定している年金について、○印を付けてください。

旧制度

経営移譲年金	老齢年金

※旧制度はどちらか一方を選択してください。

新制度

特例付加年金	老齢年金

※政策支援を受けていない方は、特例付加年金を受給することはできません。

これから経営移譲年金又は特例付加年金を請求される皆様へ

(年金を受給していただくための重要事項の説明を受けたことについての確認書)

- 「農業者年金を受給するには」により、以下の項目を確認しチェック☑してください。

- ☐ 1. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための、経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。)の要件、支給の繰下げ(特例付加年金については繰上げ)制度について
- ☐ 2. 農地等、農地所有適格法人の持分の経営移譲の具体的な手続き
- ☐ 3. 農地等、畜舎、温室等の農業用施設、農業を営む法人構成員の資格、家族経営協定の具体的な経営継承の手続きについて
- ☐ 4. 経営移譲等の後に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当した場合には、経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となるため、速やかに、支給停止事由該当届をJAに提出する必要があること
- ☐ 5. 毎年6月に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当しないことを確認した上で現況届を提出する必要がある、仮に支給停止事由に該当した場合は、経営移譲年金又は特例付加年金の現況届は提出できず、年金の支払が差し止められること
- ☐ 6. 経営移譲等は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、経営者の地位を名実ともに経営移譲等の相手方に移す必要があること。
また、第1回目の現況届の確認を行う際に、次の①～③の諸名義の全部(第三者に経営移譲した場合は①及び②の名義のみ)が経営移譲等の相手方に変更等されていることが必要であること。さらに、最初の現況届以降も、諸名義が引き続き経営移譲等の相手方名義となっている必要があり、仮に、受給後に再度諸名義を受給者に戻した場合は支給停止となる場合があること

- ①農業共済の加入名義
- ②経営所得安定対策等交付金の申請名義
- ③農業所得の納税申告名義

上記1～6の説明を農業委員会・JAから受け、その内容についてご理解された場合は、上記□欄に✓印を記入し、以下に署名又は押印してください。

年 月 日

(氏名)

印 (自署の場合は押印を省略できます)

農業者老齢年金・特例付加年金



農業者年金を
受給するには

農業者年金のご相談は
最寄りのJAや農業委員会へ

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号
NBF虎ノ門ビル 5階

専門相談員 Tel. 03 (3502) 3199
業務部給付課 Tel. 03 (3502) 3945

ホームページ
<https://www.nounen.go.jp>

この冊子は
大切に保管してください